



よもやま話

『まさか。。。』

レセプト診断室

TOMEI CORPORATION

電子カルテシステム(オーダリングシステム)の注意すべき項目 “何？”



昨今、電子カルテシステム(オーダリングシステム)により医事算定はルーチン化しており、チェックする項目を特定、確認を行い、算定する医療機関は増えている
医科点数表を開け、要件を確認、算定する(宝探し)ことは、少なくなっているのでは、、、
では、電子カルテシステム(オーダリングシステム)により医事算定は、医療行為を、100%
診療報酬請求出来ているのだろうか、、、。答えは、NO。



例えば、レントゲン撮影

医師:左右の膝を正面、側面から撮影

放射線:左膝の正面、側面を撮影、右膝の正面、側面を撮影 4回の撮影

他にも、負荷試験等(検査) 検査結果は、検査項目。医事算定は、負荷試験の点数

医事算定は、基本診療と特掲診療の部に掲載された点数を算定

算定すべき、項目は特定され、電算コードマスタ項目は、9760。

100%診療報酬が出来ているのか、電算コードの稼働は、診療行為は有無を示す

